

いばらき木づかいチャレンジ事業（住宅用木材生産・流通体制の構築）

（目的）

木造住宅建築分野における県産木材の利用促進を図るため、県産木材の利用が少ない横架材等の部材の生産・流通量の拡大を目指し、住宅用県産木材の生産・流通体制を構築する。

（補助の対象者）

○住宅用県産木材生産・流通体制の構築を目的として、素材生産業者、製材業者、木材流通業者、施工業者等により構成されたチームとする。

- ・必須構成員：素材生産業者、製材業者、施工業者
- ・その他の構成員：その他チームが必要と判断する業者 （木材流通業者等）

○要件

- ・必須構成員をそれぞれ1事業者以上含むこと。（1事業者が複数の業種を兼ねることは可能とする）
- ・施工業者が所属できるチームは1つに限る。（その他の構成員については、複数チームへの所属を可能とする）
- ・原則として、チーム構成員は県内に本店を有する事業者とする。ただし「いばらき優良木材登録業者」※1についてはこの限りではない。

※1 県木連がいばらき優良木材証明制度要綱に基づき認定した事業者をいう。

○チーム内に事務局を置き、次の事務を担当する。

- ・チームの運営に必要な業務を行う。
- ・助成事業に係る業務を行う。（文書作成、受領、経理その他）
- ・県木連が行うチーム又は構成員を対象とした調査等に対し、回答及び必要な調整を行う。

（補助対象経費）

- ・チームの結成、調整に係る経費
- ・住宅用木材の生産、流通の最適化に係る経費
- ・住宅の販売促進に係る経費
- ・設計支援に係る経費
- ・チーム及びチームの成果のPRに係る経費
- ・その他、本事業の目的に合致する経費で県木連が認めるもの

(補助額)

○ 1 チームあたりの助成額は、以下の要件を満たす住宅の建築戸数に 20 万円を乗じた金額を上限とする。

○ 1 チームあたりの助成額の積算対象となる住宅の戸数は 20 戸を上限とする。

(助成額の積算対象となる住宅条件)

- ・ 茨城県内に建築される新築の一戸建て木造住宅であること。
- ・ 建築基準法に適合した住宅であること。
- ・ チームに所属する施工業者により建築される住宅であること。
- ・ チームに所属する事業者により生産、流通される木材を利用した住宅であること。
- ・ 建物全体で、県産木材の使用量が概ね 20 m³以上の住宅であること。(住宅以外の用途を含む建築物の場合は、住居部分に係る県産木材の使用量が概ね 20 m³以上であること)
- ・ 以下に指定する部材に県産木材※2を 100%使用する住宅であること。
土台・大引・管柱・通柱・梁・桁・母屋・棟木・束・間柱・窓台・まぐさ・垂木・
筋違・破風板・野縁・貫・胴縁
- ・ 原則として、事業年度の10 月末日までに上棟し、事業年度の2 月末までに施工完了する住宅であること。

※2 県産木材とは、茨城県内で生育していた樹木を伐採し、製材・加工した木材のうち、「木材・木材製品の合法性、持続可能の証明のためのガイドライン」に基づき定められた地域の証明制度などにより、伐採の合法性が証明されたものをいう。

(助成の条件)

- ・ 本要領及び県木連が定める募集要領に違反しないこと。
- ・ 助成事業による実績・成果を積極的に広報すること。なお、広報するにあたっては森林湖沼環境税を活用した事業であることを明示すること。
- ・ 県木連が実施する普及・啓発に協力すること。
- ・ 助成事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間、事業に係る帳簿や書類等を保存すること。
- ・ 県及び県木連から要請があった場合は、助成事業に係る調査に協力すること。

令和 8 年度 いばらき木づかいチャレンジ事業(住宅用木材生産・
流通体制の構築)募集要領

(目的)

第 1 条 この要領は、本事業の適正かつ円滑な実施のため、いばらき木づかいチャレンジ事業（住宅用木材生産・流通体制の構築）実施要領（令和 8 年 4 月 6 日付け林政第 64 号茨城県農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）第 5 条の規定に基づく助成事業の申請・承認の手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

(申請・承認)

第 2 条 茨城県木材協同組合連合会（以下、県木連という。）は、実施要領別表に定める事業を実施するものに対し、予算の範囲内で助成するものとし、助成を受けようとするチームの事務局は、実施要領様式第 1 号のいばらき木づかいチャレンジチーム支援事業助成申請書（以下、「申請書」という。）を県木連に提出するものとする。

2 県木連は、申請書を審査し、適当と認めた場合は、速やかに実施要領様式第 2 号いばらき木づかいチャレンジチーム支援事業助成承認通知書によりチームの事務局に通知するものとする。

(費用の負担)

第 3 条 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

(承認の取消)

第 4 条 県木連は、チームが実施要領及び当該募集要領の規定に違反したとき、又は虚偽の報告など助成金の交付に関して不正な行為があったと認めるときは、当該チームに対する助成事業の承認を取り消すことができる。

(情報の管理)

第 5 条 申請者の個人情報は、当事業の執行のためにのみ利用する。

付則

この要領は、令和 8 年 4 月 6 日から施行する。